

刑事訴訟法

- 1 審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害される事態が生じた場合でも、具体的規定がない限り、審理を打ち切ることは認められない。
- 2 裁判官が、任官前に当該事件について検察官として具体的な職務行為をした場合、職務の執行から除斥される。
- 3 任意捜査における有形力の行使は、必要性、緊急性なども考慮した上、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容される。
- 4 任意捜査における被疑者に対する取調べは、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容される。
- 5 検察官は、必要と認めるときは、自ら捜査を行うことができる。
- 6 被害者は刑事訴訟の当事者である。
- 7 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する。
- 8 警察官が、酒気帯び運転の疑いがある場合に、自動車の窓から手を差し入れエンジンキーを回転してスイッチを切り運転を制止する行為は、違法である。
- 9 警察官が、銀行強盗の容疑が濃厚な者を職務質問中に、承諾のないままバッグのチャックを開けて一べつする行為は、適法である。
- 10 警察官が、覚せい剤所持の容疑が濃厚な者を職務質問中に、承諾のないままその上衣の内ポケットに手を差し入れて所持品を取り出した上検査する行為は、違法である。
- 11 不特定車両に対する自動車検問は、判例によれば、警察官職務執行法第2条第1項を根拠に認められる。
- 12 告訴とは、告訴権者が、捜査機関に対し、犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める意思表示をいう。
- 13 告訴は、書面によって行わなければならない。
- 14 被害届とは、犯罪被害者が、捜査機関に対し、犯人の訴追を求める意思表示をいう。
- 15 公訴が提起された後でも、告訴を取り消すことはできる。
- 16 親告罪について共犯の1人又は数人に対してした告訴は、他の共犯に対しては効力を生じない。
- 17 通常逮捕をなし得るのは、検察官、検察事務官、司法警察員である。
- 18 通常逮捕が認められるためには、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があることが必要である。
- 19 通常逮捕に際し、逮捕状を請求することができるのは、検察官及び検察事務官である。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 20 逮捕の理由がある場合でも、明らかに逮捕の必要がないと認められるときには、逮捕状の請求は却下される。
- 21 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。
- 22 被疑者の氏名が明らかでない場合、逮捕状には、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項を記載すれば足りる。
- 23 司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕した場合、直ちに検察官に引致しなければならない。
- 24 司法警察員が逮捕状により被疑者を逮捕した場合、留置の必要があると思料するときは、身体拘束の時から24時間以内に検察官に送致しなければならない。
- 25 警察から被疑者の身柄の送致を受けたとき、検察官による被疑者の勾留請求は、被疑者が身体拘束されてから72時間以内になされなければならない。
- 26 逮捕権者が被疑者の身体を官公署に引致した後に被疑者が逃亡した場合、被疑者の身体を拘束するためには、新たな令状が必要である。
- 27 現行犯人とは、現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者をいう。
- 28 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくして逮捕することができる。
- 29 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡がある者は、それだけで現行犯人とみなされる。
- 30 私人が現行犯逮捕した場合には、直ちに検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。
- 31 緊急逮捕に際しては、逮捕後直ちに裁判官の逮捕状を請求しなければならない。
- 32 緊急逮捕に際し、逮捕状を請求することができるのは、検察官及び検察事務官のみである。
- 33 緊急逮捕は、令状主義の例外として憲法上明文で認められている。
- 34 逮捕された被疑者は、逮捕理由及び逮捕された場合における自己の権利を知る権利がある。
- 35 逮捕された被疑者は、弁護人を選任することができる。
- 36 逮捕に対する準抗告も認められる。
- 37 被告人勾留は、第1回公判期日までは裁判所が行い、それ以降は裁判官が行う。
- 38 勾留が認められるためには、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があること、又は、住居不定・逃亡のおそれ・罪証隠滅のおそれのいずれかの事由があることが必要である。
- 39 起訴前勾留をなすには、逮捕が先行していることが必要である。
- 40 先行する逮捕手続が違法な場合、勾留請求が認められる余地はない。
- 41 勾留は、裁判官が、被疑者に被疑事実を告げ、これに関する陳述を聞いた上で、勾留状を発してなされる。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 42 被疑者勾留の期間は原則として20日である。
- 43 勾留理由の開示に対する準抗告も認められる。
- 44 ある事件について勾留されている者を、さらに別の事件で勾留することはできない。
- 45 保釈中に、前件と常習一罪の関係にある罪を犯した場合、後の罪につき勾留しても、一罪一勾留の原則に反しない。
- 46 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに当たって必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押、搜索、検証をすることができる。
- 47 搜索とは、物の占有を強制的に取得する処分をいう。
- 48 差押令状に罪名を記載するにあたって、適用法条を記載しないことは、違法である。
- 49 差押令状に差し押さえるべき物を記載するにあたって、特定の差押物を列挙した後に「その他本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」と記載することは、違法である。
- 50 被疑者の居住するマンションの居室を搜索場所とする搜索令状により搜索を実施するにあたり、同室にいた被疑者の内縁の夫の携帯するボストンバッグの中を搜索することが適法と認められる余地はない。
- 51 警察官が適法に立ち入った場所において、そこで視野に入った物品は、押収の対象物であると直ちに識別できるものであれば令状によらないで押収することができる。
- 52 搜索差押許可状に基づいてX宅を搜索中、X宛てに配達されてXが受領した荷物には、搜索差押許可状の効力が及ぶ。
- 53 搜索令状を、令状の執行に着手した後に呈示した場合、適法とされる余地はない。
- 54 捜査機関が差押状を執行する場合、被疑者には立会権が認められる。
- 55 差押状又は搜索状の執行については、錠をはずしたり封を開いたりすることができる。
- 56 捜査機関は、被疑者を逮捕する場合において、必要があるときは、令状がなくとも人の住居に入り被疑者の搜索をすることができる。
- 57 捜査機関は、被疑者を逮捕する場合において、必要があるときは、令状がなくとも逮捕の現場で差押、搜索、検証をすることができる。
- 58 検証に際しては、身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。
- 59 身体を拘束された被疑者の写真撮影は、被疑者を裸にしないかぎり、令状がなくともなし得る。
- 60 搜索としての身体検査は、裁判所が行う場合でも捜査機関が行う場合でも、医師等の専門家によって行われなければならない。
- 61 検証としての身体検査は、裁判所が行う場合でも捜査機関が行う場合でも、直接強制することはできない。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 62 鑑定としての身体検査は、裁判所が行う場合でも捜査機関が行う場合でも、直接強制することができる。
- 63 警察官が、違法なデモ行進を行っている者につき、同意を得ずに令状なくして写真を撮影することは、必ずしも違法とはいえない。
- 64 警察官が、公道上にいる者の容ぼう、体型等を、同意を得ずに令状なくしてビデオ撮影することは、捜査活動として必ずしも違法とはいえない。
- 65 強制採尿を行うためには、鑑定処分許可状及び身体検査令状が必要である。
- 66 身体を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には、強制採尿令状に強制連行を許可する旨の記載をした場合に限り、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる。
- 67 強制採血を行うためには、鑑定処分許可状及び身体検査令状が必要である。
- 68 将来の犯罪を対象とする通信傍受は許されない。
- 69 捜査機関が被疑者を取り調べるに当たっては、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- 70 参考人取調べに当たっては、黙秘権を告知しなければならない。
- 71 被疑者以外の者に出頭を求めたがその者が出頭を拒否した場合、検察官は、第1回公判期日前に限り、裁判官に対して、その者の証人尋問を請求することができる。
- 72 身体の拘束を受けている被疑者・被告人は、弁護人と立会人なくして接見し、又は書類もしくは物の授受をすることができる。
- 73 捜査機関は、弁護人から被疑者との接見の申出があった場合には、原則としていつでも接見の機会を与えるべきである。
- 74 捜査機関は、間近い時に取調べ等の確実な予定があり、弁護人の必要とする接見を認めると取調べ等が予定通り開始できなくなるおそれがあるにすぎない場合には、接見指定をすることはできない。
- 75 捜査機関は、逮捕直後の初回の接見については、即時又は近接した時点での接見を認めても接見時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能なときは、たとえ比較的短時間であっても接見を認める措置を採るべきである。
- 76 判例は、被疑者の接見交通権は憲法第37条第3項の保障する弁護人依頼権に由来する権利であると認めている。
- 77 起訴後であっても、余罪（公訴提起前）について逮捕・勾留され、その余罪につき捜査の必要がある場合には、捜査機関は、接見指定をすることができる。
- 78 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回公判期日前に限り、裁判官に証拠保全の請求をすることができる。
- 79 検察官・弁護人は、裁判所の許可を受けた場合に限り、証拠保全された書類・証拠物を閲覧・謄写することができる。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 80 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。
- 81 被告人を取り調べることは認められない。
- 82 被告人勾留及び被疑者勾留がなされている場合、被疑事件の捜査の必要を理由とする接見指定によって被告事件についての防御権が不当に制限されることは許されない。
- 83 公訴は検察官が行う。
- 84 検察官は、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としない場合には、公訴を提起しないことができる。
- 85 検察官は、いったん公訴を提起した場合には、公訴を取り消すことはできない。
- 86 検察官は、告訴のあった事件について公訴を提起しない処分をした場合には、告訴人からの請求があれば、速やかにその理由を告げなければならない。
- 87 検察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合には、被疑者の請求があれば、速やかにその旨を被疑者に告げなければならない。
- 88 殺人罪について告訴した者は、検察官の不起訴処分に不服があるときは、不起訴処分の通知を受けた日から7日以内に、事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。
- 89 検察官の不法な公訴提起を違法とする明文上の制度はない。
- 90 公訴時効が完成した場合、判決で免訴が言い渡される。
- 91 公訴時効期間は、最長で25年である。
- 92 公訴時効は、その事件についてした公訴提起によって進行を停止する。
- 93 起訴状謄本が送達されずに公訴が棄却された場合でも、公訴時効は停止する。
- 94 共犯の1人に対してした公訴提起による時効の停止は、他の共犯に対しては効力を有しない。
- 95 被告人が心神喪失の状態にあるときは、原則として公判手続を停止しなければならない。
- 96 公訴提起は、起訴状を提出して行わなければならない。
- 97 起訴状の必要的記載事項は、被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項及び公訴事実である。
- 98 氏名を黙秘したままでの弁護人選任届も有効である。
- 99 起訴状において公訴事実を記載する場合には、訴因を明示しなければならない。
- 100 覚せい剤自己使用罪について「9月26日ころから10月3日までの間、Y町内及びその周辺において覚せい剤若干を自己の身体に注射又は服用して施用した」との訴因は、不特定であり違法である。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 101 起訴状には、裁判官に予断を生じさせるおそれのある書類等を添付し、又はその内容を引用してはならない。
- 102 被告人には、黙秘権が認められている。
- 103 被告人には、弁護人選任権が認められている。
- 104 被告人には、国選弁護人請求権が認められている。
- 105 被告人には、証人審問権が認められている。
- 106 国選弁護人は、辞任の申出をした場合であっても、裁判所が辞任の申出に正当な理由があると認め解任しない限り、その地位を失わない。
- 107 必要的弁護事件においても、弁護人の立会いがないまま公判審理ができる場合がある。
- 108 被告事件の終結後であれば、何人も訴訟記録を閲覧することができる。
- 109 判決は、口頭弁論に基づいてしなければならない。
- 110 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許さなければならない。
- 111 裁判所は、訴因変更があったときは、速やかにその旨を被告人に通知しなければならない。
- 112 裁判所は、訴因変更により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な防御の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。
- 113 単純収賄の訴因に対し受託収賄を認定する場合、訴因変更が必要である。
- 114 収賄の共同正犯の訴因に対し贈賄の共同正犯を認定する場合、訴因変更が必要である。
- 115 強盗の訴因に対し恐喝を認定する場合、訴因変更が必要である。
- 116 自動車運転過失傷害罪における過失の態様を、クラッチの踏み外しからブレーキのかけ遅れに変更する場合、訴因変更は不要である。
- 117 旧訴因が甲との共謀による窃盗の事実である場合、甲の依頼による盗品運搬の事実（旧訴因と日時・場所・客体が同一）とする新訴因への訴因変更は認められない。
- 118 現訴因につき有罪の判決が得られる場合であっても、検察官から訴因変更の請求があれば、公訴事実の同一性を害しない限り、これを許可しなければならない。
- 119 裁判所は、原則として、検察官に対し訴因変更手続を命ずる義務はない。
- 120 裁判所が訴因変更命令を発した場合であっても、検察官がこれに応じて訴因変更をしない限り、訴因は変更されない。
- 121 公判期日には、被告人を召喚しなければならない。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 122 裁判所が、被告人を勾引することができるのは、被告人が、正当な理由がなく召喚に応じないとき又は応じないおそれがあるときに限られる。
- 123 勾留されている被告人又は被疑者及びその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。
- 124 勾留による拘禁が不当に長くなった場合、裁判所は、被勾留者からの請求がなくとも、職権で、決定によって勾留を取り消すことができる。
- 125 保証金の納付前であっても、保釈を許す決定を執行することができる。
- 126 日本語を理解しない外国人の被告人に起訴状謄本を送達するに当たっては、被告人の理解できる言語による訳文を添付しなければ、憲法第31条違反となる。
- 127 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。
- 128 証人の公判廷における証言と実質的に異なる内容の検面調書が存在し、第321条第1項第2号後段の規定により証拠とすることができる場合については、検察官は、必ずその調書の取調べを請求しなければならないとされている。
- 129 証人の主尋問終了後、反対尋問前に、訴訟指揮権に基づいて取調べ調書の開示を命ずることはできない。
- 130 公判期日における取調べは公判廷で行う。
- 131 公判廷を開廷するには、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ検察官が列席することを要する。
- 132 被告人が出席しなくても、公判廷を開廷できる場合がある。
- 133 当事者は、訴訟指揮に対して異議を申し立てることはできない。
- 134 冒頭手続では、検察官による起訴状朗読に引き続いて、裁判長による人定質問が行われる。
- 135 冒頭手続において、黙秘権の不告知があっても、憲法第38条第1項違反にはならない。
- 136 証拠調べのはじめに、検察官は、証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。
- 137 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調べを請求することができる。
- 138 刑訴法上、公判廷外の自白については、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調べを請求することはできないとされている。
- 139 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証拠調べの範囲、順序及び方法を定めることができる。
- 140 証拠調べに対し、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に証拠の証明力を争う機会を与えなければならない。
- 141 裁判所は、職権で、公判期日において、被害者に被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述させることができる。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 142 判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。
- 143 被告人の有罪陳述があれば、直ちに量刑手続が開始される。
- 144 裁判所は、適当と認めるときは、検察官、被告人もしくは弁護人の請求により又は職権で、弁論を分離・併合することができる。
- 145 公判期日における公判手続については、公判調書を作成しなければならない。
- 146 犯罪事実を中核とする一定の事実の認定については、適式の証拠調べを経た証拠能力のある証拠によらなければならない。
- 147 共謀又は謀議を認定するためには、厳格な証明によらなければならない。
- 148 自白の任意性を認定するためには、厳格な証明によらなければならない。
- 149 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。
- 150 刑事訴訟における証明は、自然科学者の用いるような実験に基づくいわゆる論理的証明ではなく、いわゆる歴史的証明であって、通常人ならば誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得ることで足りる。
- 151 証人適格は、訴訟当事者以外の第三者であれば、法律に特別の定めがある場合以外は、何人にも認められる。
- 152 証人尋問の方法につき、刑事訴訟法は、まず裁判官が尋問し、次いで検察官、被告人又は弁護人が尋問するとしている。
- 153 主尋問・反対尋問のいずれにおいても、誘導尋問は許されない。
- 154 証拠書類の取調べは、朗読による。
- 155 証拠物の取調べは、展示による。
- 156 犯罪の客観的要素が他の証拠によって認められる場合には、詐欺の故意のような主観的要素を被告人の同種前科の内容によって認定しても違法ではない。
- 157 被告人の性格、経歴及び犯罪の動機、目的、方法等の情状を推知するための資料として余罪を考慮することは許される。
- 158 ポリグラフ検査結果には証拠能力は認められない。
- 159 DNA型鑑定の結果には証拠能力は認められない。
- 160 被告人及び弁護人が証拠とすることに同意した搜索差押調書は、搜索差押手続の適法・違法に関わらず証拠能力が認められる。
- 161 刑事免責を付与して獲得した供述を事実認定の資料とすることも許される。
- 162 任意になされたものでない疑いのある自白は、証拠とすることができない。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 163 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。
- 164 被疑者が、検察官の、自白すれば起訴猶予にする旨の言葉を信じて自白した場合であっても、その自白の証拠能力は否定されない。
- 165 憲法上、公判廷自白には、補強証拠は要求されない。
- 166 補強証拠は、自白にかかる事実の真実性を保障し得るものであれば足りる。
- 167 無免許運転罪においては、被告人の自白のほか、運転行為については補強証拠は必要ないが、運転免許を受けていなかったという事実については補強証拠が必要である。
- 168 補強証拠には証拠能力は必要ない。
- 169 共犯者たる共同被告人が被告人として供述し、これに対して被告人が反対質問をした場合、共犯者たる共同被告人は供述を拒むことはできない。
- 170 共同被告人が、弁論が分離された後に証人としてした供述には、証拠能力が認められる。
- 171 共同被告人の弁論を分離して証人として尋問した後、さらに弁論を併合し、その証人尋問調書を同人の犯罪を認定する証拠とすることは、憲法第38条第1項に違反する。
- 172 他人と共同して犯罪を実行したとの共犯者の供述を、その他人に対する証拠として用いる場合には、補強証拠が必要である。
- 173 他人と共同して犯罪を実行したとの共犯者の供述を本人の自白の補強証拠とすることはできない。
- 174 共犯者2人以上の、他人と共同して犯罪を実行したとの供述で、被告人を有罪とすることはできない。
- 175 「Aが『Xが盗んだ』と言っていた」というBの供述は、Xの窃盗行為を要証事実とする場合には伝聞証拠となる。
- 176 裁判官面前調書は、同意がない場合には、その供述者が死亡、身体の故障、所在不明もしくは国外にいるため、公判準備もしくは公判期日において供述することができないときに限って、証拠能力が認められる。
- 177 証人が公判廷で証言を拒絶した場合には、第321条第1項第2号により、検察官面前調書の証拠能力が認められる。
- 178 退去強制によって出国した者の検察官面前調書は、証拠能力が認められない場合があり得る。
- 179 公判廷でAと供述した証人が、検察官面前調書においてBと供述し、その後公判廷で再びAと供述した場合、この検察官面前調書には証拠能力が認められない。
- 180 第321条第3項の書面には、実況見分調書は含まれない。
- 181 捜査機関の嘱託に基づく鑑定書には、第321条第4項は準用されない。

短答実力診断テスト【刑事訴訟法】問題

- 182 現場写真を証拠として採用するためには、撮影者らに現場写真の作成過程ないし事件との関連性を証言させることが必要である。
- 183 録音テープ・ビデオテープの写しには、証拠能力が認められる余地はない。
- 184 共同被告人の検察官に対する供述調書中に被告人からの伝聞の供述が含まれている場合には、被告人に対する証拠とすることができる。
- 185 第326条の同意とは反対尋問権の放棄である。
- 186 検察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面は、相当性の有無を問わず、証拠能力が認められる。
- 187 弾劾証拠には、滅殺された証明力を回復するものも含まれる。
- 188 判決及び決定は、原則として口頭弁論によることを要する。
- 189 判決には必ず理由を付さなければならない。
- 190 被告事件について犯罪の証明があったときは、刑を免除する場合を除いて、判決で刑の言渡をしなければならない。
- 191 有罪判決をするためには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。
- 192 判決で無罪の言渡をしなければならないのは、被告事件が罪とならないときに限られる。
- 193 確定判決を経たときには、判決で免訴の言渡をしなければならない。
- 194 時効が完成したときには、判決で公訴を棄却しなければならない。
- 195 公訴の提起があった事件について、さらに同一裁判所に公訴が提起されたときには、決定で公訴を棄却しなければならない。
- 196 公訴提起の手続がその規定に違反したために無効であるときには、決定で公訴を棄却しなければならない。
- 197 被告人が死亡したときには、判決で公訴を棄却しなければならない。
- 198 被告人が秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときであっても、被告人の陳述を聴かないで判決をすることはできない。
- 199 被告人は、無罪判決に対して上訴をすることはできない。
- 200 有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときは、再審を請求することができる。